

令和5年度 第1回 茨木市地域福祉推進分科会

- ◇ 日 時 令和5年6月23日(金曜日)
午後2時から
- ◇ 場 所 茨木市福祉文化会館4階
社会福祉協議会会議室
-

《次 第》

- 1 開 会
- 2 議 題

- | | |
|-----------------------------------------------|------|
| ① 地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）の取組み状況等について | 資料1 |
| ② 計画策定に向けた市民意向調査の実施結果について | 別冊資料 |
| ③ 地域福祉計画（第4次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）の構成案について | 資料2 |

- 3 そ の 他
 - 4 閉 会
-

茨 木 市

地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画 （第2次）の取組状況等について

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

基本目標 1 の評価

【市】

令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により地域の様々な活動が制限される状況にありました。そのような中でも、CSWの相談支援件数は増加し続けています。コロナ禍による収入の減少や失業、外出機会の減少による孤立など、相談者が抱える課題についてもさらに複雑化・複合化する傾向にあります。

また、民生委員・児童委員活動の支援を継続して行い、コロナ禍の中でも電話やポスティングを活用して地域のひとり暮らし高齢者等の見守りを継続実施するなど、工夫した活動が行われました。

茨木市再犯防止推進計画について

令和3年（2021年）3月の総合保健福祉計画（第2次）中間見直しの際に、新たに「茨木市再犯防止推進計画」を「地域福祉計画（第3次）」に包含するものとして位置付け、国の再犯防止推進計画の基本方針、重点課題と主な施策を踏まえ、取組を進めてきました。

茨木市更生保護サポートセンターの運営支援を行い、保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会及び更生保護推進協議会の活動を引き続き支援しました。また、社会を明るくする運動では、コロナ禍において活動が制限された年度もありましたが、街頭啓発活動の方法を見直し、駅構内やバス車内にポスターを掲出することで、広く市民に周知を図る啓発活動に新たに取り組みました。

【社会福祉協議会】

新型コロナウイルス感染症の影響で人と人との集う機会を自粛せざるを得ない状況で十分な話し合いや活動の振返りが出来ない等、地区行動計画の策定は進みませんでした。また、コロナ禍でも創意工夫した活動を継続した経験を次期計画づくりに繋げることが必要と考えます。

賛助会員制度については、自治会加入率が低下する中での会員増の困難さはありますが、各地区福祉委員会が実施する事業の必要性を分かり易く伝えるため独自の会員募集チラシを作成しました。

社会を明るくする運動では、コロナ禍で具体的な事業や活動の形にはなりませんでした。今後は保護司会とも連携し、支援を求める人達の居場所づくりができるよう進めます。

施策（１）見守り体制・つなぎ機能の強化

総合保健福祉計画で掲げる包括的な相談支援体制に基づき、各小学校区における発見・相談・見守り体制の強化とネットワークの整備を進めます。

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援の実施
対象者別相談支援延件数（支援機関との協議や支援会議の開催等の件数を含む）

	合計
令和２年度（14人）	22,758件
令和３年度（14人）	29,623件
令和４年度（14人）	30,392件

（ ）内は年度末時点のCSWの人数

- ・健康福祉セーフティネットの推進
健康福祉セーフティネット会議の開催状況

	開催小学校区数	開催回数
令和２年度	32校区	157回
令和３年度	32校区	148回
令和４年度	32校区	203回

施策（２）地域福祉活動の推進

地域住民が地域課題に気づき、共感し、「我が事」と認識することができるような地域づくりを推進します。また、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、お互いにつながり支え合えるような環境整備に努めます。

- ・社会福祉法人の地域貢献への指導・助言
社会福祉法人が、社会福祉充実計画を策定し地域公益事業を実施する場合に意見聴取を行う場として、地域協議会を地域福祉推進分科会に設置しております。
該当する法人がなかったため、開催実績はありません。

- ・福祉事業推進基金について

【積立状況】

（単位：円）

	寄附金 (利子含む)	一般財源	積立額	取崩し額	年度末残高
令和２年度	11,293,389	6,611	11,300,000	95,810,000	1,011,030,000
令和３年度	2,388,720	1,280	2,390,000	1,210,000	1,012,210,000
令和４年度	1,260,498	9,502	1,270,000	22,996,000	990,484,000

【充当状況】

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度※	令和4年度
私立保育所等建設補助事業	40,000	-	-
地区保健福祉センター開設関連事業	54,850	-	2,528
障害者社会参加促進事業	960	365	650
防犯関係事業	-	850	19,818

※基金の取崩し額 1,210 千円に一般財源 5 千円を追加して充当しています。

・地区行動計画を策定している地区数【社会福祉協議会】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地区行動計画策定地区数(合計)	10 地区	10 地区	11 地区

施策(3) 民生委員・児童委員活動の推進

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動について、市民への周知・啓発を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を進めることにより、民生委員・児童委員活動の推進に努めます。

(参考) 民生委員・児童委員委嘱状況 (令和5年3月31日時点)

	令和4年度
民生委員・児童委員委嘱数	324 人
民生委員・児童委員定数	382 人
充足率	84.8%
主任児童委員委嘱数	31 人
主任児童委員定数	32 人
充足率	96.9%

・民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発
民生委員・児童委員、主任児童委員街頭啓発活動

	実施日	実施場所
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず	
令和3年度		
令和4年度		

施策(4) 更生保護活動の推進

過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。

- ・茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援

【来所者数（月平均）】

	人数
令和2年度	116人
令和3年度	101人
令和4年度	130人

- ・「社会を明るくする運動」の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるように、「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や街頭宣伝活動等を実施しています。

1. 「社会を明るくする運動」街頭啓発活動

	実施日	実施場所	参加者数
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず		
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず		
令和4年度	街頭啓発活動に替わり、市内の鉄道駅構内及び市内を走る路線バス車内にポスターを掲出。		

(ポスター掲出実績)

種類	交通会社	掲示期間	サイズ・枚数
駅貼りポスター (縦)	JR	茨木駅、JR総持寺駅 7/18(月)～7/31(日)	各駅B1 1枚
	阪急電鉄	茨木市駅＝ 7/2(土)～7/15(金) 南茨木駅＝ 7/1(金)～7/14(木)	茨木市駅＝ B1 1枚 南茨木駅＝ B0枠にB1 2枚
	大阪 モノレール	南茨木駅 7/4(月)～7/17(日)	B1 1枚
種類	交通会社	掲示期間	サイズ・枚数
車内中吊り ポスター (横)	近鉄バス	7/1(金)～7/31(日)	鳥飼営業所のバス52台 各 B3 1枚
	阪急バス		茨木営業所のバス110台 各 B3 1枚

(阪急茨木市駅)



(近鉄バス)



2. 「社会を明るくする運動」市民大会

	実施日	実施場所	内容	来場者数
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず			
令和3年度	7月17日	クリエイトセンター センターホール	講演（動画配信）	535回 （動画再生回数）
令和4年度	7月16日	クリエイトセンター センターホール	講演	198人

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

基本目標2の評価

【市】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入の減少や失業などによる相談件数が大幅に増加し、住居確保給付金や社会福祉協議会の事業である生活福祉資金貸付事業の申請者も大幅に増加しました。

今後も相談者数は高い水準で推移することが予想されます。より実効性のある支援を実施するために、相談体制の整備や支援プランの作成件数を増やす必要があります。

また、学習・生活支援事業については、利用に至っていない世帯に対する参加勧奨を今後も継続して行う必要があります。

【社会福祉協議会】

コロナ禍のため突然の減収や失業等になった生活困窮者を、市の「生活困窮者自立支援事業」と連携し、コロナ禍で顕在化した生活困窮者の生活再建のための生活支援や相談支援を継続して行いました。

地域ではふらっとホーム事業をはじめ各種サロン事業で、様々な住民が集える場を創ってきましたが、生活困窮者等も含めた要支援者を発見、支援できるよう専門職が積極的に関与し支援に繋げる仕組みを創っていく必要があります。

施策（1）生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事が見つからない、将来に不安があるなど、困難を有する生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、様々な機関と連携した支援体制の充実を推進します。

・生活困窮者の早期発見・早期支援

1. 暮らしサポートセンター「あすてっぷ茨木」での新規相談件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,039件	1,155件	1,114件

2. 相談者の主訴（複数回答可）の主な相談項目と新規相談件数に占める割合

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
収入・生活費のこと	795件	39.0%	532件	46.1%	435件	39%
病気や健康、障害のこと	232件	11.4%	194件	16.8%	220件	19.7%
仕事探し、就職について	292件	14.3%	193件	14.4%	164件	14.7%
家賃やローン支払い	470件	23.1%	166件	16.7%	141件	12.6%
住居確保給付金や資金貸付のこと	1,262件	61.9%	313件	27.1%	127件	11.4%

・就労支援対象者数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
103件	98件	80件

・生活困窮者自立支援事業の就労支援による就労実績・増収実績

令和2年度	令和3年度	令和4年度
77件	55件	54件

・子どもの学習支援事業の推進

学習・生活支援事業の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北ブロック	27人	19人	25人
東ブロック	15人	16人	21人
西ブロック	7人	3人	11人
中央ブロック	9人	6人	7人
南ブロック	11人	14人	9人

・生活困窮者自立支援との連携【社会福祉協議会】

1. 生活福祉資金貸付事業

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	相談 件数	貸付 件数	貸付総額 (円)	相談 件数	貸付 件数	貸付総額 (円)	相談 件数	貸付 件数	貸付総額 (円)
福祉資金	129	63	34,966,000	121	40	18,835,000	129	32	12,395,000
総合支援資金									
臨時特例 つなぎ資金	23	10	3,906,000		4	2,073,000	46	1	300,000
総合支援資金 【生活支援費】 (コロナ特例)*	7,219	1,559	1,151,240,000	5,131	2,183	1,230,480,000	1,527	239	128,850,000
不動産担保型 生活資金	7	0	0	11	0	0	8	1	4,956,000
緊急小口資金	41	12	1,137,000	7	6	507,000	82	13	1,188,000
緊急小口資金 (コロナ特例)*	5,962	1,718	326,030,000	3,598	970	190,100,000	1,228	208	40,900,000
生活復興資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13,381	3,362	1,517,279,000	8,878	3,203	1,441,995,000	3,020	494	188,589,000

*新型コロナウイルス感染症特例貸付は、令和2年3月25日から受付開始

*総合支援資金（コロナ特例）には延長貸付、再貸付の件数も含む。

2. 善意銀行事業

物品預託された家電（テレビ、扇風機、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器など）や食料品（乾物、缶詰、レトルト食品など）を、生活に困窮する世帯や施設、事業所等への支援、或いはボランティア活動の啓発事業等に活用しています。

施策（2）生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

生活困窮者の支援においては、個別の支援だけではなく、地域として生活困窮者等の早期発見や見守りができる体制を整備し、働く場や参加する機会を広げていくことが必要となります。生活困窮者が社会とのつながりを実感できるような地域づくりを目指します。

・スマイルオフィス事業の推進

受入人数および就労実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受入人数	9人	8人	9人
就労実績	5人	3人	2人

基本目標 3 “憩える・活躍できる” 場をつくる

身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

基本目標 3 の評価

【市】

地域住民が気軽に集い、活動・交流を行うことができる場の充実を図るため、地域福祉活動拠点の確保・運営について、引き続き支援を行いました。

【社会福祉協議会】

コロナ禍の中でもボランティア養成講座の開催回数は増加しましたが、登録者人数については減少しています。ただ、ボラカフェなどボランティア個々の強みを活かす機会づくりと、気軽に活動できる仕組みが徐々に広がりつつあります。

地域においても活動の担い手づくりが難しくなる中、活動への第一歩を踏み出し易くし、地域活動などにも関心を持ってもらうため、ボランティアセンターのみならず、地域で身近なコーディネーターをつくる必要があります。

福祉教育においては学校教育の場面を通じて、地域住民や障がい当事者の協力を得て、当事者とのふれあいや、当事者の生活を知ること、また当事者自らの声を聴く機会を持つことで、一人ひとりの個性や強みに気付いてもらうよう実施しました。

お互いに支え合い、つながる場としてサロン活動等は多くの地区で実施していますが、ぷらっとホーム事業の全地区実施はできていません。地区福祉委員会の活動拠点を整備する事業ではありますが、本当に拠点が必要な地域なのか、必要であっても着手できない理由は何か、再検討する必要があります。

施策（1） 地域で活躍できる人材の育成

地域住民が、それぞれの個性や能力に応じた役割を担い、地域で活躍することができるような環境づくりを推進します。

・地域福祉活動の担い手づくり【社会福祉協議会】

1. ボランティア体験プログラム（7～3月）

協力施設・団体数：10プログラム

内容：主に夏季休暇期間で、1日から数日でも気軽にボランティア体験ができるプログラム。

体験者数：延 26 人

体験先内訳：高齢者関係 6 人、障害者関係 3 人、子ども関係 7 人、地域 10 人

2. ボランティア養成講座

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
養成講座メニュー数	3 種類	11 種類	13 種類

講座名（令和4年度実績）	月日	参加者
～自分にできることを一緒に探そう～ レッツトライ★ボランティア講座	令和4年3月2日、4月13日、5月18日、8月17日	延42人
医療施設ボランティア入門	令和4年4月18日	10人
子育て応援ボランティア	令和4年4月24日	5人
体操ボランティア養成講座	令和4年5月26日	4人
夏休みボランティア教室	令和4年8月4日、5日、8日、10日、12日	延38人
どんな障害があっても学びたい ～卒業後の青春を謳歌しよう！～	令和4年9月3日	20人
ボランティア入門講座	令和4年9月3日	6人
高齢者サポートボランティア講座	令和4年10月20日、27日	延5人
視覚障がい者サポートボランティア 養成講座	令和4年11月16日	7人
くす玉折で作るフランス人形入門講座	令和4年11月27日、 12月15日	延29人
精神保健福祉ボランティア入門講座	令和4年11月26日	18人
絵本の読み聞かせきっかけ講座	令和5年2月15日、 3月1日	延27人
カフェボランティア体験講座	令和5年2月28日	5人

3. ボランティア交流会（個人ボランティアを中心に隔月第2月曜日開催）
「障がいのある人もない人も一緒にボランティア」
開催日：令和4年12月18日、令和5年1月30日
参加人数：延23人

4. 他団体・機関での講座・研修会等への講師派遣協力（令和4年度実績）

月日	対象	場所	内容	参加者
令和4年 6月17日	向陽台高等学校 新卒コース2年生	向陽台高等学校	・ボランティアの説明及び 参加の心構え	123人
令和4年 6月23日	茨木シニアカレッジ 受講生 (60歳以上市民)	社会福祉協議会 会議室	・地域活動体験コース 「社会福祉協議会の活動」	15人
令和4年 10月14日	関係機関、民生委員、 地区福祉委員、 地域ボランティア	穂積コミュニテ ィセンター	・「災害ボランティアセン ター」について	20人
令和4年 11月11日	向陽台高等学校 新卒コース2年生	向陽台高等学校	・ボランティア活動の紹介 資料提供	140人

令和5年 2月18日	きらめきフェスタ 2022ボランティア スタッフ	生涯学習センタ ーきらめき	・基本的なボランティアに ついての考え方	15人
令和5年 2月6日	シニアカレッジ インターンシップ 受入	社会福祉協議会	・ボランティアとは ・ボランティア活動の紹介 ・車いす体験	3人

- ・福祉教育の充実【社会福祉協議会】
小学校19校、中学校2校、2団体で32回実施

施策（2） 地域の交流・活動拠点づくりの推進

地域での活動を支援していくためには、活動のための拠点の充実が必要です。地域住民の身近なところで地域福祉活動が展開され、きめ細やかな支援が提供されるように、活動拠点づくりを推進します。

- ・ぷらっとホーム事業推進【社会福祉協議会】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ぷらっとホーム設置数（合計）	9か所	10か所	10か所

基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

基本目標 4 の評価

【市】

権利擁護推進にかかる担い手の確保のため、市民後見人の養成を引き続き行いました。市民後見人の養成人数については目標値を達成していますが、受任実績は平成 30 年度の 1 件にとどまっています。引き続き制度の周知に努めるとともに、総合的な権利擁護支援を担う中核機関等のあり方について検討する必要があります。

また、国の動きとして、令和 4 年 3 月 25 日に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。「権利擁護支援策の総合的な充実」「地域連携ネットワークづくりの推進」などが挙げられており、これらの内容を踏まえた本市における成年後見制度利用促進計画の作成が必要となっています。

【社会福祉協議会】

権利擁護支援の一環である日常生活自立支援事業において判断能力が低下した利用者を成年後見制度へスムーズに移行するために、専門職（司法書士）とのケース検討会を実施することで職員のスキルアップにつなげています。

権利擁護センター設置には至っていませんが、引き続き社協が取り組むべき権利擁護支援について市とも協議を重ねながら、権利擁護に関する専門職や関係機関等との支援ネットワークづくりも含め検討していきます。

施策（1） 権利擁護の推進

・市民後見人の養成・活用

1. 市民後見人養成講座受講者・バンク登録者の状況

	オリエンテーション参加者	基礎講習受講者	実務講習修了者	バンク登録者 (実務講習修了後、翌年度に登録)			年度末時点登録者
				新規登録	移管	退会	
令和 2 年度	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	9 人
令和 3 年度	※	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人	8 人
令和 4 年度	4 人	4 人	4 人	0 人	1 人	1 人	8 人

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画を配信

2. 市民後見人の活動状況

	受任	辞任	活動中
令和 2 年度	0 件	0 件	0 件
令和 3 年度	0 件	0 件	0 件
令和 4 年度	0 件	0 件	0 件

・成年後見審判（法定後見）市長申立てによる権利擁護

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	合計
令和2年度	4件	0件	1件	5件
令和3年度	0件	0件	1件	1件
令和4年度	4件	0件	1件	5件

・日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

1. 相談、問合せ件数

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	計
令和2年度	123件	54件	52件	6件	235件
令和3年度	60件	37件	79件	4件	180件
令和4年度	84件	70件	112件	5件	271件

2. 契約件数（各年度末）

	認知症高齢者 (再掲：生保受給者)	知的障害者 (再掲：生保受給者)	精神障害者 (再掲：生保受給者)	計
令和2年度	31件 (21件)	29件 (9件)	35件 (22件)	95件 (52件)
令和3年度	30件 (19件)	30件 (8件)	34件 (26件)	94件 (53件)
令和4年度	27件 (17件)	31件 (11件)	35件 (25件)	93件 (53件)

3. 令和4年度末待機者数

待機者数	8人
------	----

基本目標 5 安全・安心で必要な情報が活かされる

発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害等の緊急時に市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

基本目標 5 の評価

【市】

平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震の課題等を踏まえ、災害時の安否確認や避難支援の方法について、関係機関との連携、役割分担の整理が必要となっています。

令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務となった「個別避難計画※」の作成に向け、名簿登録対象者への制度周知と計画作成に関する意向調査を令和 5 年 3 月に実施しました。

この調査結果を踏まえ、具体的な計画の作成方法等についての検討が必要です。

※個別避難計画：災害時の避難先、避難方法、支援者についてあらかじめ決めておき、所定の様式に記しておくもの。

【社会福祉協議会】

ホームページやブログ、SNSなどでタイムリーに情報発信をする管理体制を維持するためには、ボランティアなどの協力体制の検討も必要となります。

災害時の支援体制に関しては、大阪北部地震の際に災害ボランティアセンターを設置し運営をした教訓を生かし、関係機関向けの研修会や災害ボランティアセンター運営シミュレーション訓練を実施し、災害時のボランティア活動や災害ボランティアセンターの機能と役割について周知できました。

今後は、災害時に専門職や地域住民がお互いの役割を理解し、的確な情報を共有し支援活動を行うために、専門職や地域住民を含めた取組が必要となります。

施策（2） 災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握

地域で支え合い、助け合う関係を築く中で、要配慮者を把握し見守り、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる仕組みを整備します。

・ネットワークを通じた要配慮者の把握

災害時避難行動要支援者名簿の状況（各年度 1 月 1 日時点）

	名簿掲載人数
令和 2 年度	7,987 人
令和 3 年度	7,557 人
令和 4 年度	7,676 人

基本目標 6 社会保障制度の推進に努める

生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

基本目標 6 の評価

【市】

生活保護制度について、関係各課や関係機関と連携し、被保護世帯への個別支援、生活の安定や自立促進を図るための健康管理支援、就労支援などを行いました。

また、社会福祉法人及び福祉サービス事業者のサービス提供の質の確保等が図られるように適正な指導監査を実施しました。

【社会福祉協議会】

日常生活自立支援事業では利用者の半数が生活保護受給者であり、主に金銭管理が苦手な方が地域で安心して生活できるよう、市の担当ケースワーカーと連携し支援を行っています。

また、健康管理や日常生活に著しく支障をきたしている世帯に対して、市の生活保護担当課と連携し「生活必需品等購入のための資金」を生活福祉資金貸付事業により支援しています。

施策（1）生活保護制度の適正実施

・生活保護の状況

1. 生活保護の窓口相談件数（各年度末）

	保護世帯数		保護人員		保護率 (%)
	世帯数	増減	人員	増減	
令和2年度	2,694	32	3,362	4	11.88
令和3年度	2,720	26	3,357	▲5	11.83
令和4年度	2,717	▲3	3,362	5	11.79
	窓口相談件数	窓口相談実人数	窓口申請受理数		受理率 (%)
令和2年度	1,667	870	453		52.06
令和3年度	1,393	749	455		60.75
令和4年度	1,360	790	460		58.23

2. 保護世帯の内訳（各年度末）

【世帯類型別】

	総世帯数	高齢者世帯		母子世帯	
		世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
令和2年度	2,694	1,507	55.93	114	4.23
令和3年度	2,720	1,532	56.32	109	4.01
令和4年度	2,717	1,526	56.16	103	3.79

	障害者世帯		傷病者世帯		その他世帯	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
令和2年度	429	15.92	332	12.32	312	11.58
令和3年度	441	16.21	326	11.99	312	11.47
令和4年度	419	15.42	345	12.70	324	11.93

【世帯人員別】

	総世帯数	単身世帯		2人世帯		
		世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	
令和2年度	2,694	2,195	81.47	382	14.17	
令和3年度	2,720	2,243	82.46	370	13.60	
令和4年度	2,717	2,244	82.59	371	13.66	
	3人世帯		4人世帯		5人以上世帯	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
令和2年度	83	3.08	24	0.89	7	0.25
令和3年度	77	2.83	18	0.66	12	0.44
令和4年度	68	2.50	22	0.81	12	0.44

施策（2） 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

- ・社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

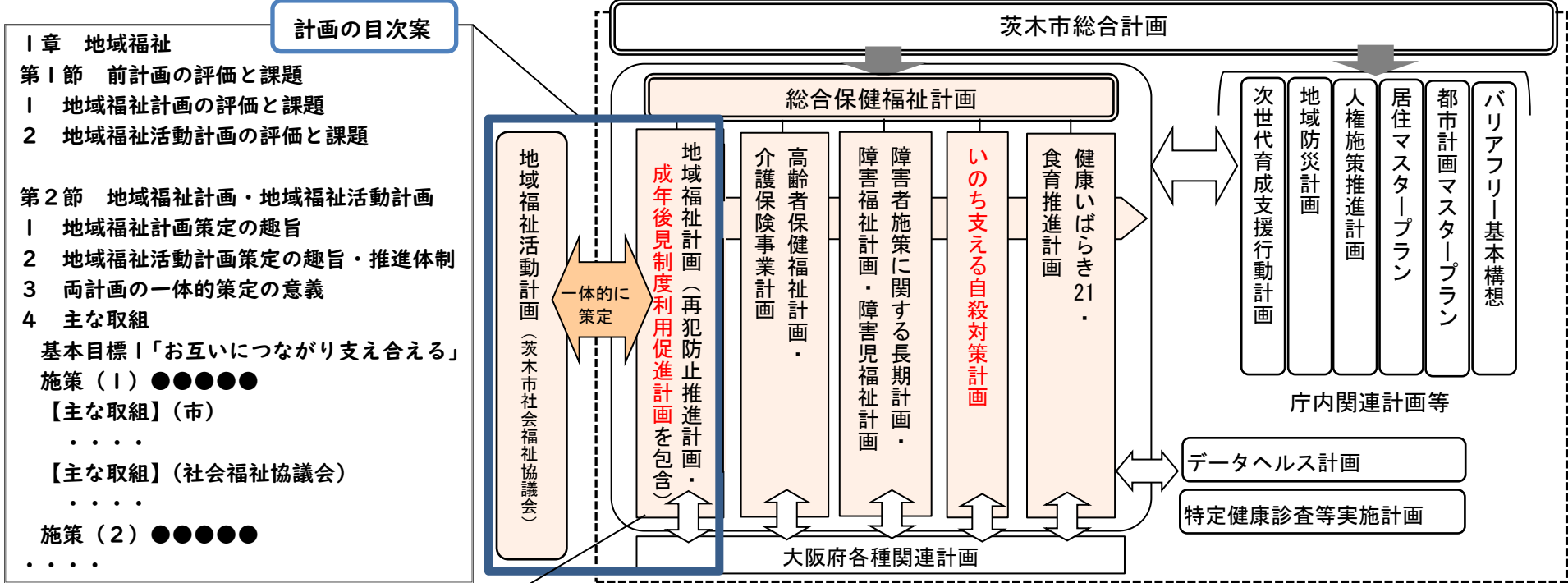
1. 実地指導

	障害福祉サービス事業所	介護保険サービス事業所
令和2年度	4事業所	0事業所
令和3年度	125事業所	129事業所
令和4年度	125事業所	120事業所

2. 集団指導

	障害福祉	居宅等	地域密着
令和2年度	0事業所	0事業所	0事業所
令和3年度	311事業所	388事業所	126事業所
令和4年度	354事業所	395事業所	128事業所

地域福祉計画（第4次）と 社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）の構成案について



関連計画の位置付け

地域福祉計画

更生保護の推進についての記載部分
→茨木市再犯防止推進計画として位置付け
(令和3年の中間見直しにおいて包含)

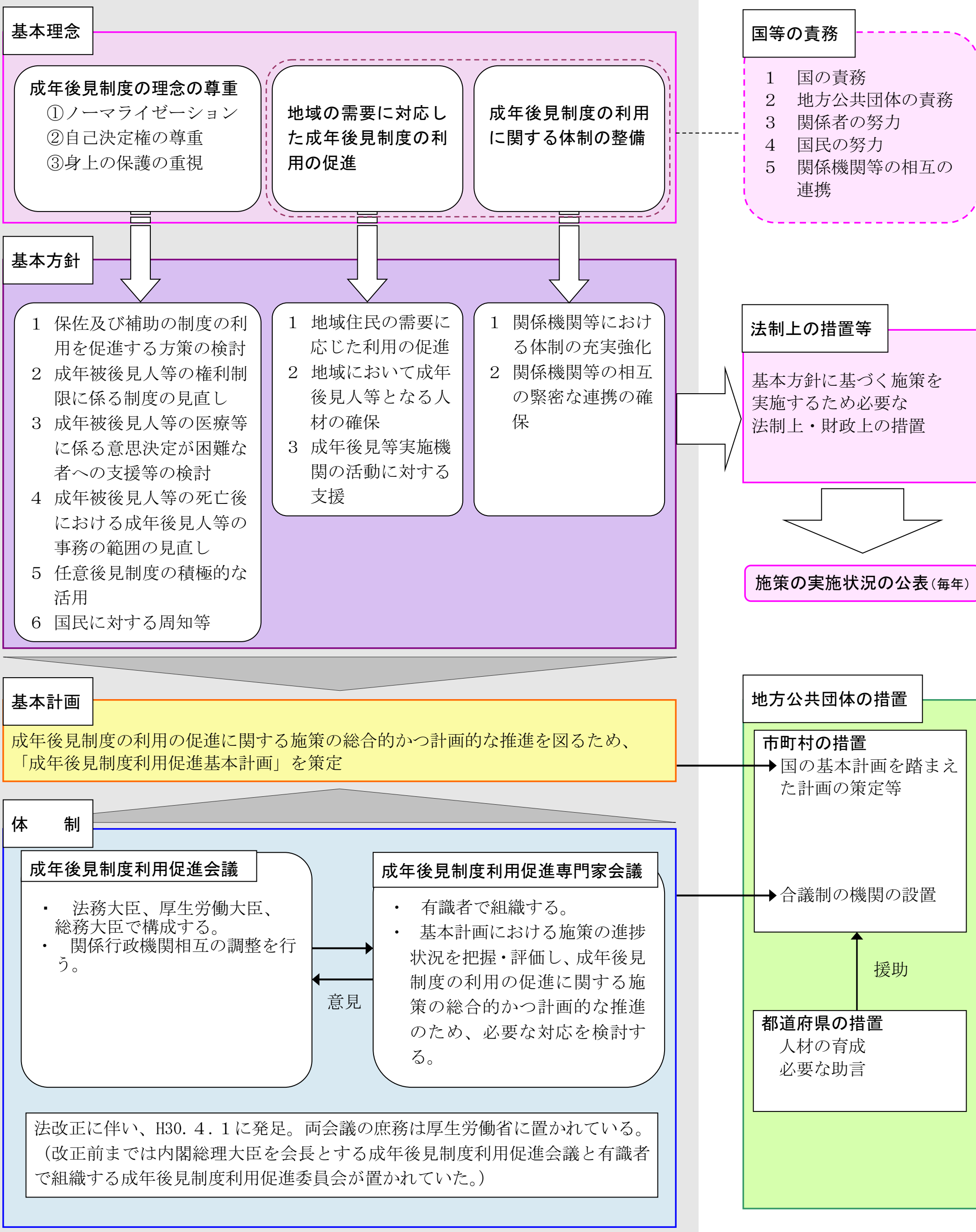
追加 権利擁護の推進についての記載部分
→茨木市成年後見制度利用促進計画として位置付け
(今回の策定において新たに包含)

根拠法令

計画の名称	根拠法令
地域福祉計画	社会福祉法
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）
成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

※平成28年4月8日成立、同年5月13日施行、
本法附則の規定により平成30年4月1日改正、
同日施行



基本理念

成年後見制度の理念の尊重

- ①ノーマライゼーション
- ②自己決定権の尊重
- ③身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

国等の責務

- 1 国の責務
- 2 地方公共団体の責務
- 3 関係者の努力
- 4 国民の努力
- 5 関係機関等の相互の連携

基本方針

- 1 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
- 2 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
- 3 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
- 4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
- 5 任意後見制度の積極的な活用
- 6 国民に対する周知等

- 1 地域住民の需要に応じた利用の促進
- 2 地域において成年後見人等となる人材の確保
- 3 成年後見等実施機関の活動に対する支援

- 1 関係機関等における体制の充実強化
- 2 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

法制上の措置等

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置

施策の実施状況の公表(毎年)

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

地方公共団体の措置

市町村の措置

国の基本計画を踏まえた計画の策定等

合議制の機関の設置

援助

都道府県の措置

人材の育成
必要な助言

体制

成年後見制度利用促進会議

- ・ 法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣で構成する。
- ・ 関係行政機関相互の調整を行う。

成年後見制度利用促進専門家会議

- ・ 有識者で組織する。
- ・ 基本計画における施策の進捗状況を把握・評価し、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、必要な対応を検討する。

意見

法改正に伴い、H30. 4. 1に発足。両会議の庶務は厚生労働省に置かれている。(改正前までは内閣総理大臣を会長とする成年後見制度利用促進会議と有識者で組織する成年後見制度利用促進委員会が置かれていた。)

その他

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日 (H28. 5. 13) から施行するものとする。

次期総合保健福祉計画について

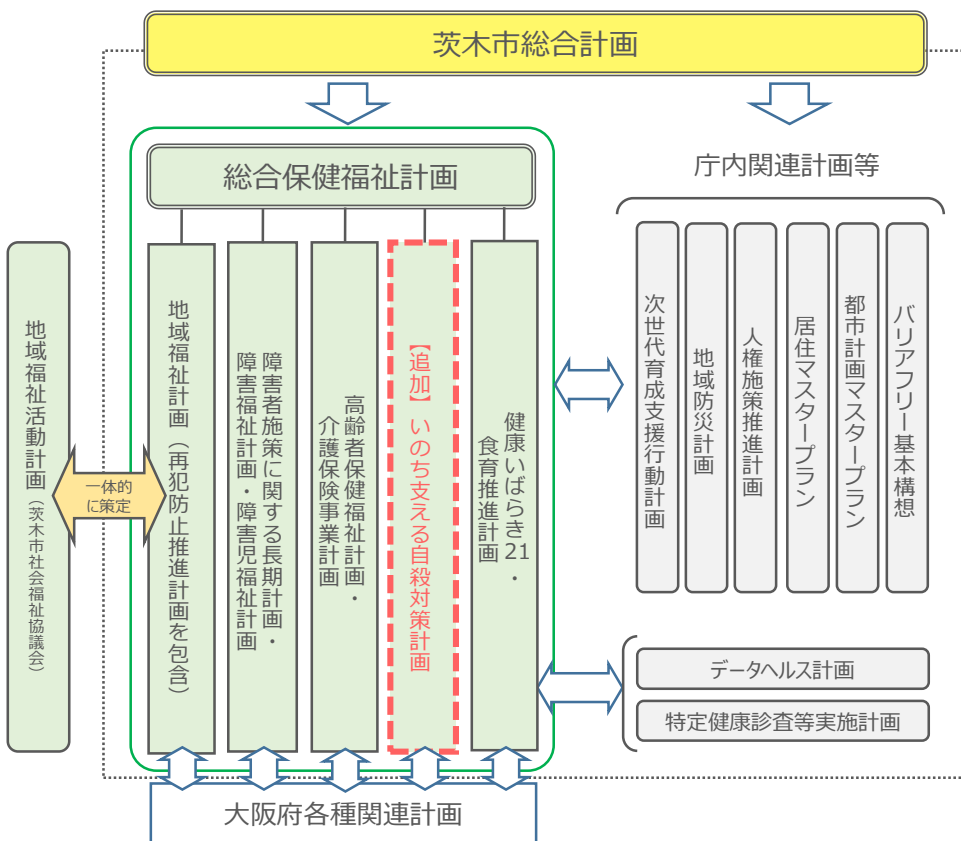
参考資料(令和4年度 総合保健福祉審議会資料)

【次期計画のポイント】

現計画(第2次)の構成、取組みを継承して策定し、

- ・「重層的支援体制整備事業」の方針、推進体制について具体化。
- ・4か所に設置した地区保健福祉センターを中心として推進している包括的支援体制の整備状況、今後の方針等について更新。
- ・「いのち支える自殺対策計画」について、総合保健福祉計画の新たな柱として追加。

構成案



理念・基本目標案

<理念(案)>

すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、
みんなが主役の地域共生のまちづくり

～持続可能な包括的支援体制の実現とともに～

<基本目標(案)>

- 1 お互いにつながり支え合える
- 2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる
- 3 憩える 参加できる 活躍できる
- 4 一人ひとりの権利が尊重される
- 5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる
- 6 持続可能な社会保障制度を推進する